



2019年5月21日

各位

会社名 株式会社エフ・ジェー・ネクスト
 代表者名 代表取締役社長 肥田 幸春
 (東証第一部・コード 8935)
 問合せ先 専務取締役 管理本部長 永井 敦
 電話 03-6733-7711

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月20日開催予定の第39回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の経営体制の強化を目的として会長職を新たに置くことに伴い、現行定款第12条、第21条第2項および第22条に所要の変更をするものであります。
- (2) 現行定款第20条において、句読点の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u> のいずれにも事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の設置) 第20条 当社は、取締役会を置く	(取締役会の設置) 第20条 当社は、 <u>取締役会を置く。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> 1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2. 取締役会の決議によって、 <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。なお、取締役会長と取締役社長は兼任することができる。</u>

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長のいずれにも事故があるときは</u>、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2019年6月20日
定款変更の効力発生日 (予定)	2019年6月20日

以 上